

新	旧
<p>第一条 電気使用制限等規則（以下「規則」という。）第二条第一項の経済産業大臣が指定する地域、期間及び時間、契約電力の値、電力の値並びに率は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 期間（以下「指定期間」という。）                  東北電力株式会社の供給区域においては、平成二十三年七月一日から同年九月九日まで、東京電力株式会社の供給区域においては、平成二十三年七月一日から同年九月九日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）は除く。</p> <p>三～六 （略）</p> <p>第二条 規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、新潟県、福島県、栃木県、茨城県及び千葉県における電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十一条第一項ただし書きによる認可を受けた市区町村（災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた市区町村に隣接した市区町村を除く。）第五条第一項第三号及び第四号において「被災地」という。）に所在する需要設備（ただし、平成二十三年九月五日から同年九月九日までの期間に限り、規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備とみなされるものとする。）</u></p> <p>四 <u>平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害の被災地（新潟県における電気事業法第二十一条第一項ただし書きによる認可を受けた市区町村（災害救助法の適用を受けた市区町村に隣接した市区町村を除く。）に所在する需要設備（ただし、平成二十三年九月五日から同年九月九日までの期間に限り、規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備とみなされるものとする。）</u></p> <p>第三条・第四条 （略）</p> <p>第五条 <u>次に掲げる需要設備（第二条各号に掲げる需要設備を除く。）</u>についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値若しくは率又はこれらに乗じて得た電力の値は、第一条第五号及び第六号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第一条 電気使用制限等規則（以下「規則」という。）第二条第一項の経済産業大臣が指定する地域、期間及び時間、契約電力の値、電力の値並びに率は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 期間（以下「指定期間」という。）                  東北電力株式会社の供給区域においては、平成二十三年七月一日から同年九月九日まで、東京電力株式会社の供給区域においては、平成二十三年七月一日から同年九月二十日までにとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）は除く。</p> <p>三～六 （略）</p> <p>第二条 規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第三条・第四条 （略）</p> <p>第五条 次に掲げる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値若しくは率又はこれらに乗じて得た電力の値は、第一条第五号及び第六号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 東日本大震災からの緊急かつ健全な復興を図るために特に必要</p>

三 東日本大震災からの緊急かつ健全な復興を図るために特に必要と認められる次に掲げる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する率 それぞれ次に掲げる率

ア 被災地における地方公共団体（当該地方公共団体を含む県を含む。）の要請又は計画等に基づき東日本大震災により罹災した者が平成二十三年三月十一日以降に新たに五名以上雇用されている需要設備（被災地に所在するものに限る。） 一・〇〇

イ・ウ（略）

四～十（略）

2～5（略）

第六条（略）

と認められる次に掲げる需要設備についての規則第二条第一項に規定する経済産業大臣が指定する率 それぞれ次に掲げる率

ア 東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、新潟県、福島県、栃木県、茨城県及び千葉県における電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十一条第一項ただし書きによる認可を受けた市区町村（災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）の適用を受けた市区町村に隣接した市区町村を除く。）。以下同じ。）における地方公共団体（当該地方公共団体を含む県を含む。）の要請又は計画等に基づき東日本大震災により罹災した者が平成二十三年三月十一日以降に新たに五名以上雇用されている需要設備（被災地に所在するものに限る。） 一・〇〇

〇〇

イ・ウ（略）

四～十（略）

2～5（略）

第六条（略）